

事案概要

- 令和2年12月25日、マッチングサイト運営者（株）キッズラインから内閣府及び厚生労働省に、運営するマッチングサイトに登録するベビーシッターの中に、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（以下「当該事業」という。）の対象となる者を含め、届出がされているかどうか確認できない者がいる旨の一報があった。
- 同社の報告によると、当該事業の対象者1,680名のうち届出をしているか不明な者は198名であった。
※同社の登録ベビーシッターは全体で4,436名
- 確認の結果、当該事業の対象者のうち、届出の有無が確認できない者が75名存在した。
(令和3年1月25日時点)

これまでの対応

- 令和2年12月25日 キッズラインに対し、届出が確認できない者は事業の対象外とするよう要請(内閣府)
- 同年12月28日 キッズラインから状況を聴取するとともに、当該事業の実施要綱に基づき経緯等の報告を、事業実施団体（ACSA）を通じて依頼（内閣府事務連絡）
- 令和3年1月19日 当該事業のマッチング型割引券等取扱事業者に対し以下の対応を求めた
(内閣府・厚労省連名事務連絡)
 - ① 届出が確認できない者に対し届出状況を点検すること
 - ② 点検の結果、届出がされていなかった者に対しては、速やかな届出の提出を求めること
 - ③ ②にもかかわらず、届出をしない又は届出の提出が確認できない者のマッチングを決して行わないことまた、同日付でその他のマッチングサイト運営者に対しても、①～③の対応を依頼。
(厚労省事務連絡)
加えて、自治体に対して上記事務連絡の内容を周知するとともに、届出を証明する書類について適切な対応を依頼（厚労省事務連絡）